

# 「除くクレーム」とする補正に関する審査基準の改訂について

令和8年3月18日

I

前回（第18回）審査基準専門委員会WGにて了承された方針

II

新規事項の追加に関する審査基準の改訂について

III

進歩性に関する審査基準の改訂について

IV

審査ハンドブックの改訂の方向性について

## I. 前回（第18回）審査基準専門委員会WGにて了承された方針

## 前回（第18回）審査基準専門委員会WGにて了承された方針

- **新規事項の追加**については、以下の方向性で、**明確化のための改訂を検討**する。
  - ✓ 審査基準の3.3.1(4)の(i)（「請求項に係る発明が引用発明と重なるために新規性等が否定されるおそれがある場合に、その重なりのみを除く補正」）の記載は残しつつ、(i)の前提の説明を補うとともに、(i)は判断基準ではなく、通常は許されることが多いといえる具体例であることを明確化するための記載を補う。
    - (i)の表題において、例えば「請求項に係る発明が、技術的思想が顕著に異なる引用発明とたまたま重なるために新規性等(第29条第1項第3号、第29条の2又は第39条)が否定されるおそれがある場合に、その重なりのみを除く補正」等と記載を補う。
    - (i)の(説明)において、引用発明と技術的思想が顕著に異なる場合に、重なりのみを除く補正であれば、多くの場合、新たな技術的事項を導入しないものであるといえる理由の説明を補う。
    - (i)の(説明)において、引用発明と技術的思想が顕著に異なるものでない場合に、重なりのみを除く補正は、(i)には該当しないことの説明を補う。
    - 「除くクレーム」とする補正が(i)に該当しない場合であっても、直ちに新たな技術的事項を導入するものであると判断されるわけではなく、(i)以外に該当して補正が許される場合（3.1（明示的に記載）、3.2（記載から自明）、3.3.1(2)（下位概念化）などに該当する場合）もあることの説明を補う。
- 「阻害要因」を除く進歩性の考え方及び明確性要件の考え方について、審査基準の改訂は行わない。**「阻害要因」**については、「阻害要因」があることをもって直ちに進歩性が肯定されるとの誤解が生じている懸念を解消するため、**審査基準の記載を点検**する。
- 事務局は、進歩性、新規事項の追加及び明確性の要件に関して、**審査ハンドブックにおいて追加する説明や事例を検討**する。

## Ⅱ. 新規事項の追加に関する審査基準の改訂について

# 基準改訂の方向性に対応する基準改訂案のイメージ（1）

## 特許・実用新案審査基準 第IV部 第2章 新規事項を追加する補正

### 3.3.1 特許請求の範囲の補正

#### (4) 除くクレームとする補正の場合

「除くクレーム」とは、請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、請求項に係る発明に包含される一部の事項のみをその請求項に記載した事項から除外することを明示した請求項をいう。

補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、補正により当初明細書等に記載した事項を除外する「除くクレーム」とする補正であっても、除外した後の「除くクレーム」が新たな技術的事項を導入するものではない場合には、補正は許される。

例えば、以下の(i)及び(ii)の「除くクレーム」とする補正は、通常、新たな技術的事項を導入するものではないので、補正は許される。

また、(i)及び(ii)に該当しない補正であっても、例えば、3.1の明示的記載又は3.2の自明な事項（以下「明示的又は自明な事項」という。）に該当する場合や、3.3.1における(4)以外の場合の考え方に準じて補正が許されるといえる場合には、新たな技術的事項を導入するものでないので、補正は許される。

一方、「除くクレーム」とする補正により、請求項に係る発明に当初明細書等から当業者が把握することができない技術上の意義が追加されるといえる場合には、補正は許されない。

(i)は判断基準ではなく、**通常は許されることが多いといえる具体例**であることを明確化するための記載を補う。

「除くクレーム」とする補正が(i)に該当しない場合であっても、直ちに新たな技術的事項を導入するものであると判断されるわけではなく、**(i)以外の考え方に準じて補正が許される場合もある**ことの説明を補う。

「除くクレーム」とする補正が新たな技術的事項を導入するものとなる場合についての説明を補う。

## 基準改訂の方向性に対応する基準改訂案のイメージ（2）

### 特許・実用新案審査基準 第IV部 第2章 新規事項を追加する補正

#### 3.3.1 特許請求の範囲の補正 (4)(i)

(i) 請求項に係る発明が引用発明と **たまたま** 重なるために新規性等(第29条第1項第3号、第29条の2又は第39条)が否定されるおそれがある場合に、その重なりのみを除く **ことにより、請求項に係る発明と技術的思想として顕著に異なる発明を含まないことを明らかにする** 補正

**この例における「技術的思想として顕著に異なる発明」とは、請求項に係る発明の範囲に文言上は含まれるものの、当業者であれば、本願の当初明細書等の全ての記載及び出願時の技術常識に照らして、出願当初から請求項に係る発明において技術的思想として含まれることが到底想定されないものであると理解できる程度に、請求項に係る発明との間で技術的思想が顕著に異なるものを想定している。**

#### (説明)

**この例においては、出願当初から請求項に係る発明において技術的思想として含まれることが到底想定されないと当業者であれば理解できるものを除いているため、補正前の明細書等から導かれる技術的事項に何らかの変更を生じさせるものとはいえない。したがって、このような補正は、新たな技術的事項を導入しないものであることが明らかである。**

**(i)の表題において、前提の説明を補う。**

※前回WGにて了承された方針において示した「技術的思想が顕著に異なる引用発明」との記載では、引用発明に対する進歩性の議論と混同するおそれがあるため、表現ぶりを修正。

**(i)は判断基準ではなく、通常は許されることが多いといえる具体例**であることを明確化するための記載を補う。

**(i)において、前提の説明を補う。**

**(i)の(説明)において、新たな技術的事項を導入しないものであるといえる理由の説明を補う。**

# 基準改訂の方向性に対応する基準改訂案のイメージ（3）

## 特許・実用新案審査基準 第IV部 第2章 新規事項を追加する補正

### 3.3.1 特許請求の範囲の補正 (4)(i)

(i) つづき

#### (留意事項)

(1) 出願人は、この例に該当することを理由として「除くクレーム」とする補正をする場合には、その根拠の説明として、請求項に係る発明と引用発明の技術的思想が顕著に異なると単に主張するのみでは不十分であり、請求項に係る発明の課題や出願時の技術常識等を考慮すれば、出願当初から請求項に係る発明において技術的思想として含まれることが到底想定されないと当業者であれば理解できるものを除いていることを説明することが求められる。

(2) 「除くクレーム」とする補正によって、進歩性欠如の拒絶理由が解消する旨の主張を伴う場合には、審査官は、当該補正が新たな技術的事項を導入しないものであるのか否かについて留意する必要がある。

すなわち、本来的に進歩性を有していなかった補正前の発明が、その補正により進歩性を有する発明へと変化していると認められる場合には、そのような補正は新たな技術的事項を導入するものであると判断され得ることに留意すべきである。

なお、請求項に係る発明が、引用発明と技術的思想としては顕著に異なる発明ではなく、本来的に進歩性を有しないものである場合には、「除くクレーム」とする補正が明示的又は自明な事項に該当するものでなければ、新たな技術的事項を導入することなく進歩性欠如の拒絶理由が解消されることはほとんどないと考えられる。

(3) 「除く」部分が請求項に係る発明の大きな部分を占める場合や、多数にわたる場合には、一の請求項から一の発明が明確に把握できないことがあるので、審査官は、明確性要件の判断の際に留意する（「第II部第2章第3節 明確性要件」の2.1(1)参照）。また、「除く」部分の定義が本願の明細書等に記載されていない場合や本願の明細書等の定義と異なる場合にも留意する（「第II部第2章第3節 明確性要件」の2.2(5)a参照）。

出願人が補正の根拠として説明すべき内容についての記載を補う。

進歩性と新規事項の追加の判断の関係についての記載を補う。

新規事項の追加と併せて留意すべき点（明確性）の記載を補う。

# 基準改訂の方向性に対応する基準改訂案のイメージ（４）

## 特許・実用新案審査基準 第IV部 第2章 新規事項を追加する補正

### 3.3.1 特許請求の範囲の補正 (4)(i)

(i) つづき

例4:

[補正前の請求項]

化合物A、及び、炭素数4以下のモノカルボン酸又はその塩を含有する動物用経口投与組成物。

[補正後の請求項]

化合物A、及び、炭素数4以下のモノカルボン酸又はその塩（ただし、フルオロ酢酸ナトリウムを除く。）を含有する動物用経口投与組成物。

[発明の詳細な説明]

化合物A、及び、炭素数4以下のモノカルボン酸又はその塩を含有することで、防カビ効果により飼料の保存性を高める効果が奏されることが記載されている。

[引用発明]

化合物A、及び、フルオロ酢酸ナトリウムを含有する、害獣動物を殺傷するための経口投与組成物。

（フルオロ酢酸ナトリウムは極めて強い毒性を有しており、動物を殺傷する能力を有することは本願出願時の技術常識であった。化合物A及びフルオロ酢酸ナトリウムを含有する組成物を経口摂取させることで、害獣動物を効果的に致死させることができる旨が記載されている。）

(説明)

「炭素数4以下のモノカルボン酸又はその塩」には、文言上、「フルオロ酢酸ナトリウム」も包含され、また、「動物用経口投与組成物」には、文言上、「害獣動物を殺傷するための経口投与組成物」も包含されるため、補正前の請求項に係る発明に対して、引用発明に基づき新規性欠如の拒絶理由が通知された。

ここで、「炭素数4以下のモノカルボン酸又はその塩」から「フルオロ酢酸ナトリウム」を除くことは、当初明細書等に明示的には記載されていない。しかしながら、請求項に係る発明の解決しようとする課題は、防カビ効果により飼料の保存性を高めることにあり、動物を殺傷するために使用するという技術的思想は本願の当初明細書等に一切開示されていない。さらに、フルオロ酢酸ナトリウムは極めて強い毒性を有しており、動物を殺傷する能力を有することも出願時の技術常識である。したがって、本願の当初明細書等の全ての記載及び出願時の技術常識を考慮すると、動物を殺傷する能力を有するフルオロ酢酸ナトリウムを含有する組成物は、出願当初から請求項に係る発明において技術的思想として含まれることが到底想定されないものであると当業者であれば理解できる。よって、上記補正は、補正前の明細書等から導かれる技術的事項に何らかの変更を生じさせるものとはいえず、新たな技術的事項を導入しないものであることが明らかであるから、許される。

3.3.1 (4) (i)の説明の一層の理解に資するべく、例及びその説明を修正する。

### Ⅲ. 進歩性に関する審査基準の改訂について

# 前回WGを踏まえた、進歩性に関する検討の進め方

## 前回WGでの進歩性に関するとりまとめ

「除くクレーム」とする補正がされた出願における制度ユーザの進歩性に対する懸念（進歩性がないのに特許されているのではないかという懸念）は、進歩性の判断手法には問題はないと考えられるが、**「阻害要因」があることをもって直ちに進歩性が肯定されるとの誤解**によって生じているのではないかと、ということを確認した



審査基準における「阻害要因」に関連する記載を点検して、適切な進歩性の判断が行えるようにするとともに、予見性向上を図る

## 「阻害要因」に関する審査基準の点検

審査基準における**「阻害要因」があることをもって直ちに進歩性が肯定されるとの誤解**の要因となっている記載について点検し、審査基準の改訂の必要性を検討する

### 要因の仮説1（総合的評価の欠如）

「阻害要因」を評価するにあたり、阻害要因に程度の差があることが十分に読み取れず、阻害要因があるかないかという二元論で判断されているのではないかと

### 要因の仮説2（当業者視点の欠如）

「阻害要因」を評価するが、出願人以外のユーザ、すなわち、第三者の視点からみると、過大に評価されているため、進歩性の判断結果がユーザの感覚と一致しないのではないかと

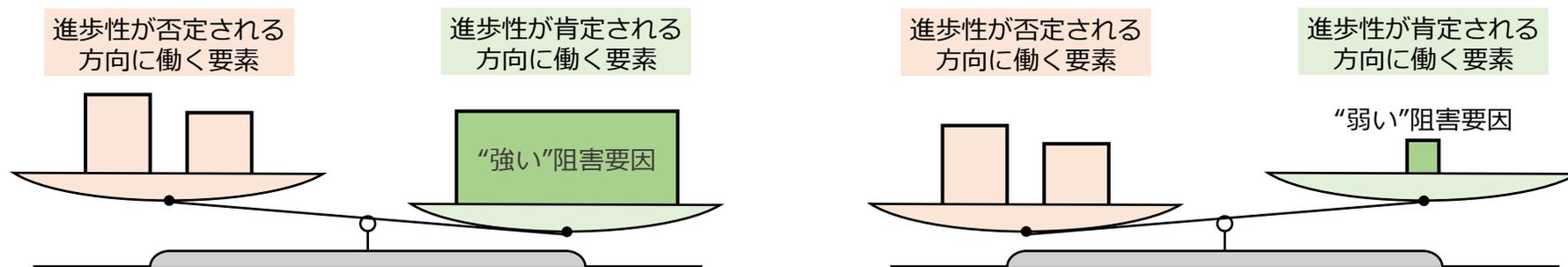
# 点検内容及び点検箇所

## ①仮説1（総合的評価の欠如）に関する点検

- 点検内容：阻害要因には、程度の差があること、および阻害要因はあくまで進歩性が肯定される方向に働く一要素にすぎず、否定される方向に働く要素とあわせて総合的に評価すべきものであることが、審査基準に明確に記載されているかを確認する。
- 具体的な点検箇所：第III部 第2章 第2節 3.2.2「阻害要因」(1)および(2)

## ②仮説2（当業者視点の欠如）に関する点検

- 点検内容：阻害要因や設計変更等の評価において、判断の基準が「引用発明の発明者」の視点であるかのような誤解を招く記載となっていないかを確認する。特に、本来の判断の観点である、引用発明に接した“当業者の視点”が、具体的な判断手順の中で十分に明記されているかを確認する。
- 具体的な点検箇所：第III部 第2章 第2節 3.「進歩性の具体的な判断」



# 仮説 1（総合的評価の欠如）に関する点検

## 点検結果 1

「阻害要因」について、進歩性が肯定される方向に働く一要素にすぎないことや、阻害要因には程度の差があることについての明記が十分でない

- ・ (1)では、「阻害要因」の例示が列挙されているが、それらの例示において、程度の強弱があるのかなどの記載はない。
- ・ (2)では、「刊行物等の中に、請求項に係る発明に容易に想到することを妨げるほどの記載」がある場合と、（一見論理付けを妨げるような記載があっても）進歩性が否定できる場合があることの2つの場合しか記載がない。

## 点検結果 2

(2)における「妨げる」や「阻害要因」という語の意味が、(1)と整合していないおそれがある

- ・ (1) 「副引用発明を主引用発明に適用することを阻害する事情があることは、**論理付けを妨げる要因(阻害要因)**として、進歩性が肯定される方向に働く要素となる。ただし、阻害要因を考慮したとしても、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことが、十分に論理付けられた場合は、請求項に係る発明の進歩性は否定される。」  
→「論理付けを妨げる要因（阻害要因）」は、進歩性が肯定される方向に働く一要素であることが理解できる。
- ・ (2) 「刊行物等の中に、請求項に係る発明に容易に想到することを**妨げるほどの**記載があれば、そのような刊行物等に記載された発明は、**引用発明としての適格性を欠く**。したがって、主引用発明又は副引用発明がそのようなものであることは、**論理付けを妨げる阻害要因**になる。」  
→「容易に想到することを妨げるほどの記載」「阻害要因」は、結論として進歩性が肯定される場合を説明している。



## 仮説 1 の改善案

「阻害要因」が、進歩性が肯定される方向に働く一要素であることを明確にするとともに、(2)の表現を(1)と整合させる

# 仮説 1 (総合的評価の欠如) に関する点検 ～(2)の記載について～

## 審査基準 3.2.2 (2)の記載

(2) 刊行物等の中に、請求項に係る発明に容易に想到することを妨げるほどの記載があれば、そのような刊行物等に記載された発明は、引用発明としての適格性を欠く。したがって、主引用発明又は副引用発明がそのようなものであることは、論理付けを妨げる阻害要因になる。

しかし、一見論理付けを妨げるような記載があっても、進歩性が否定される方向に働く要素に係る事情が十分に存在し、論理付けが可能な場合には、そのような刊行物等に記載された発明も、引用発明としての適格性を有している。

## 左記記載のイメージ

請求項に係る発明に容易に想到することを妨げるほどの記載  
( (強い) 阻害要因)

引用発明としての適格性を欠く

(総合評価を不要とする程の)  
阻害要因になる

(当然進歩性がある)

一見論理付けを妨げるような記載がある  
(阻害要因)

(総合評価)

論理付けが可能

引用発明としての適格性を有している

(進歩性がない)

進歩性が否定される方向に働く要素に係る事情が十分に存在

## 問題点

「阻害要因」という語を用いて説明されているのが「妨げるほどの記載」がある場合のみであり、「阻害要因」には強弱があることや、進歩性が肯定される方向に働く一要素であることについての説明が十分でない結果、「阻害要因」があることをもって直ちに進歩性が肯定されるとの誤解が生じるおそれがある。

# 仮説 1 に対応する基準改訂案のイメージ (1)

- 阻害要因があるといえる場合であっても、その程度には差異があることを明記する。

## 特許・実用新案審査基準 第III部 第2章 第2節 進歩性

### 3.2.2 阻害要因

(1) 副引用発明を主引用発明に適用することを阻害する事情があることは、論理付けを妨げる要因(阻害要因)として、進歩性が肯定される方向に働く要素となる。ただし、阻害要因を考慮したとしても、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことが、十分に論理付けられた場合は、請求項に係る発明の進歩性は否定される。

阻害要因の例としては、副引用発明が以下のようなものであることが挙げられる。ただし、審査官は、以下のような阻害要因があるといえる場合であっても、進歩性が肯定される方向に働く要素としての程度には差異があることに留意する。

- (i) 主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような副引用発明(例1)
- (ii) 主引用発明に適用されると、主引用発明が機能しなくなる副引用発明(例2)
- (iii) 主引用発明がその適用を排斥しており、採用されることがあり得ないと考えられる副引用発明(例3)
- (iv) 副引用発明を示す刊行物等に副引用発明と他の実施例とが記載又は掲載され、主引用発明が達成しようとする課題に関して、作用効果が他の実施例より劣る例として副引用発明が記載又は掲載されており、当業者が通常は適用を考えない副引用発明(例4)

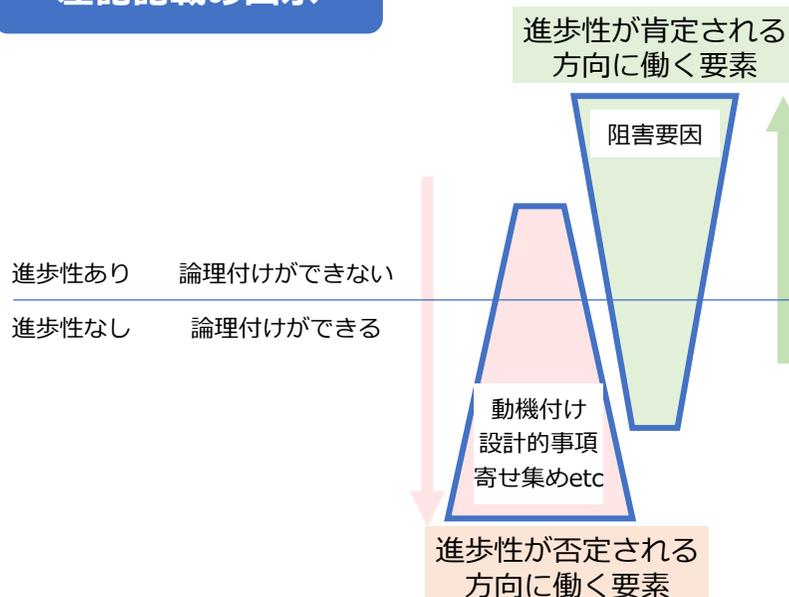
## 仮説 1 に対応する基準改訂案のイメージ (2)

- 阻害要因の程度に差異があることを前提とするため、「妨げるほどの」を「妨げるような」という表現に改め、絶対的な阻害ではなく評価対象の一要素であることを明確にする。
- 表現を(1)の記載と整合させる。
- なお、現行の審査基準に記載のある「引用発明としての適格性」という表現を用いずとも、文意を維持することが可能である。

### 特許・実用新案審査基準 第III部 第2章 第2節 進歩性 3.2.2 阻害要因

(2) 引用発明が記載された刊行物等の中に、請求項に係る発明に容易に想到することを妨げるようなほどの記載があればることも、論理付けを妨げる阻害要因として、進歩性が肯定される方向に働く要素となる。ただし、(1)と同様に、阻害要因があることをもって直ちに進歩性が肯定されるわけではなく、進歩性が否定される方向に働く要素も含めて総合的に評価した上で、論理付けができるか否かを判断する。そのような刊行物等に記載された発明は、引用発明としての適格性を欠く。したがって、主引用発明又は副引用発明がそのようなものであることは、論理付けを妨げる阻害要因になる。しかし、一見論理付けを妨げるような記載があっても、進歩性が否定される方向に働く要素に係る事情が十分に存在し、論理付けが可能な場合には、そのような刊行物等に記載された発明も、引用発明としての適格性を有している。

#### 左記記載の図示



## 仮説 2（当業者視点の欠如）に関する点検

### 点検結果

「当業者の視点」に関する記述が「2. 進歩性の判断に係る基本的な考え方」にはあるが、「3. 進歩性の具体的な判断」における判断手順や各要素の評価には記載がない



審査官が（当業者の視点ではなく）引用発明の発明者の立場に立ってしまい、引用発明からの設計変更等に躊躇しすぎることや阻害要因を過大に評価することを防止できていない場合があり、制度ユーザの認識と齟齬する原因となっているのではないか

### 仮説 2 の改善案

特に「設計変更等」や「阻害要因」の要素を考慮する際には、引用発明の発明者の視点ではなく、引用発明に接した当業者であればどのようにするかを考慮すべきであることを明記する

## 仮説 2 に対応する基準改訂案のイメージ

- 進歩性の判断に際して、審査官は、引用発明に接した「当業者」が出願時の技術水準に基づきどのように行動するかを考慮することを明確化すべく追記（赤下線部分）する。
- なお、仮説 1（総合的評価の欠如）において、阻害要因において、要素の程度に差異があることを記載した点と同様に、他の要素にも同様のことがいえるため、「3.進歩性の具体的な判断」においても同様の追記をする。

### 特許・実用新案審査基準 第III部 第2章 第2節 進歩性

#### 3. 進歩性の具体的な判断

審査官は、先行技術の中から、論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明とし、以下の(1)から(4)までの手順により、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否かを判断する。

...

審査官は、上記の(1)から(4)までの手順により論理付けができるか否かを判断する際には、当業者であれば本願の出願時にどのようにするかを常に考慮する。例えば、主引用発明からの設計変更等(3.1.2(1)参照)や、阻害要因(3.2.2参照)等の要素を考慮する際には、引用文献に明示的に記載された課題にとらわれることなく、引用発明に接した当業者であれば出願時の技術常識に基づき想定し得る課題についても考慮する。

また、上記(3)の手順に関し、進歩性が否定される方向に働く要素及び進歩性が肯定される方向に働く要素に係る諸事情に基づき総合的に評価する際には、3.1以降に示す各要素について、それぞれの要素の有無のみならず、それらの程度の差異も踏まえて評価する。

## IV. 審査ハンドブックの改訂の方向性について

## (参考) 審査ハンドブックの改訂の方向性について

- これまでに説明した審査基準の改訂に加えて、以下の方向性にて審査ハンドブックを改訂する。
  - ① 「除くクレーム」とする補正がなされた案件の審査に係る留意事項を一元的に確認できるような構成とする。例えば、「除くクレームとする補正がなされた案件の審査について」等と題した新たな項目を設けて、留意点をまとめて記載する。
  - ② 個別の要件ではなく、新規事項の追加、進歩性、明確性要件を含む、様々な要件を総合的に判断する事例を追加する。
  - ③ 「除くクレーム」とする補正により拒絶理由を解消し特許を受けることのできる事例とそうでない事例を追加する。
  - ④ 事例における判断の理由を丁寧に説明し、審査基準の考え方に従った的確な運用に資するものとする。

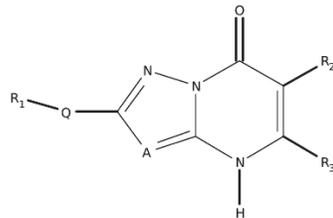
# (参考) 審査ハンドブックに掲載予定の事例のイメージ

- 例えば、「3.3.1(2) 発明特定事項を下位概念化又は付加する補正の場合」のb、あるいは、「3.3.1(5)マーカッシュ形式等の択一形式のクレームについてする補正の場合」のcの考え方に準じて認められると考えられる、以下の赤字の記載を追加する補正の事例などの追加を検討中。

## 本願発明

【発明の名称】 縮合ピリミジン誘導体

【特許請求の範囲】 【請求項1】 式(I) :



[式中、

R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>およびR<sub>3</sub>は、それぞれ独立して、水素、置換されていてもよいアルキル、置換されていてもよいアリール、又は置換されていてもよいヘテロアリールであり、

Aは、N又はCHであり、

Qは、NH、O又はSである] の化合物

(ただし、

化合物 (a) : [1, 2, 4] トリアゾロ [1, 5-a] ピリミジン-7 (1H) -オン、2- [ [ (4-クロロフェニル) メチル] チオ] -5-メチル-6-フェニルメチル、

化合物 (b) : [1, 2, 4] トリアゾロ [1, 5-a] ピリミジン-7 (1H) -オン、6-エチル-2- (エチルチオ) -5-メチルを除く)。

## 【発明の詳細な説明の概要】

### 【背景技術】

ABC受容体は、各種の炎症性疾患の発症に関連し、ABC受容体結合活性を有する化合物は、当該疾患の治療及び予防に有効であることが知られている。

### 【発明が解決しようとする課題】

既存のABC受容体結合活性を有する化合物は、縮合ピリミジン環を有せず、ABC受容体に対する結合活性及び選択性が低く、上記疾患の治療薬として用いられるものはなかった。

## 【課題を解決するための手段】

本発明は、式(I)で示される縮合ピリミジン環を有する化合物を提供する。

## 【発明の効果】

この化合物は、既存のABC受容体結合活性を有する化合物よりも高い結合活性及び選択性を示すことにより、各種の炎症性疾患の症状改善に寄与し、従来技術に比べて高い治療効果と適用範囲の拡大が期待できる。

本願実施例において、式(I)で示される化合物のうち約100個の化合物の製造例、及び当該化合物がABC受容体結合活性および選択性を示す薬理試験結果が記載されている。しかし、上記の化合物(a)及び(b)は記載されていない。

## 引用発明

[引用文献1] ※非特許文献

論文の記載内容 (抜粋) :

・本論文では、多環式構造A (縮合ピリミジン環にさらに複数の環が縮合した化学構造を有する) を構築するための効率的な環化反応 (反応式1) を発見したので報告する。

・化合物(a)及び(b) (化学名省略) を製造、単離した後、目的の環化反応に付したところ、高収率で環化反応は進行した (実験の部)。

※本文献では、化合物(a)及び(b)を、合成中間体として後続の環化反応に用いたことが開示されているにとどまり、化合物の具体的な用途については言及されていない。

## 補正前の本願発明と引用発明の関係

・補正前の本願発明は、引用文献1の化合物(a)及び(b)に対し、新規性を有しない。